

国民健康保険高齡受給者証をお送りします

現在お使いの国民健康保険高齡受給者証（以下、高齡証）の有効期限は7月31日㊦です。7月下旬に世帯主宛てに新しい高齡証を送ります。8月1日㊦以降は、新しい高齡証を医療機関にご提示ください。

高齡証が届いたら確認を

新しい高齡証が届いたら、氏名や住所などの記載内容をご確認ください。記載内容が異なる場合は国保年金課にご連絡ください。有効期限が切れた高齡証は、国保年金課、または各総合支所市民福祉係にご返却ください。

医療費の自己負担割合

令和3年中における市県民税の課税標準額（市民税算定の基礎となり、所得合計金額から各種所得控除したもの）や収入を基に判定します。国民健康保険高齡受給者（国民健康保険に加入する70歳～74歳）は、保険証と高齡証を両方提示することで、2割または3割負担となります。

3割負担（現役並み所得者）の判定基準

次の判定対象者において、市県民税の課税所得額145万円以上の人が同一世帯に1人以上いる場合は3割負担の対象です。

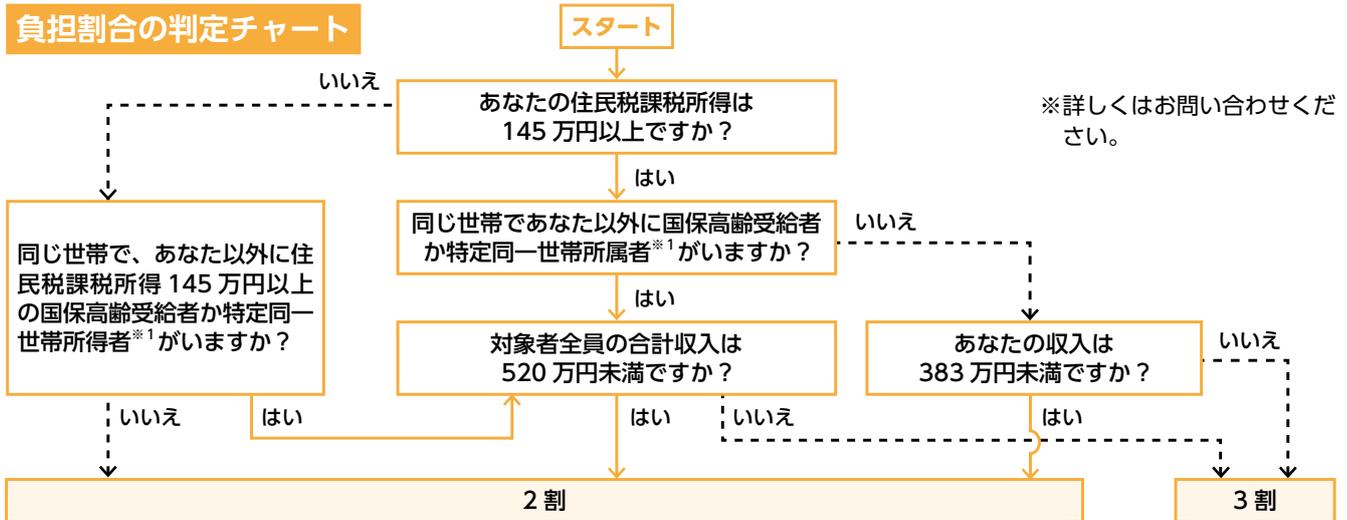
- 【判定対象者の基準】 本人が国民健康保険高齡受給者の場合
- ・世帯内の高齡受給者（国民健康保険加入の70歳～74歳）全員
 - ・世帯内の特定同一世帯所属者（※1）全員

ただし、市県民税の課税所得額145万円以上が1人以上いても、判定対象者の合計収入額により、3割負担（現役並み所得者）の対象から外れ、2割負担になる場合があります。（下表参照）

判定対象者数	収入額の合計	医療費の負担割合
1人	383万円未満	2割
	383万円以上	3割
2人以上	520万円未満	2割
	520万円以上	3割

（※1）特定同一世帯所属者…後期高齡者医療制度加入日の前日まで国民健康保険に加入していた人。ただし、後期高齡者医療制度の加入日以降、世帯主および世帯構成が変わらない場合に限る。

負担割合の判定チャート



後期高齡者医療被保険者証をお送りします

現在お使いの後期高齡者医療被保険者証の有効期限は7月31日㊦です。8月1日㊦以降は、新しく交付する保険証を医療機関に提示してください。

書類が届いたら確認を

氏名や住所などの記載内容を確認してください。内容が異なる場合は、国保年金課にご連絡ください。

視覚障がいの等級が1～3級の人には保険証に点字シールを貼ってお送りします。1～3級以外で点字シールを希望される人は、国保年金課へお申し出ください。

有効期限は9月30日㊦

10月からの窓口負担割合見直しにより、有効期限は9月30日㊦になっています。10月から使用できる保険証は、9月中旬に福島県後期高齡者医療広域連合から直接お送りします。保険証と一緒に冊子などをお送りしますので詳しくはそちらをご覧ください。